

小林寧子著

『インドネシア 展開する イスラーム』

名古屋大学出版会 2008年 xi+467ページ

佐々木 たくお 雄

I

今から半世紀ほど前にクリフォード・ギアツが『ジャワの宗教』を著して以来、インドネシアのイスラームは、その実践形態の多様さとユニークさで世界に広く知られるところとなった。それと照応するように、ギアツ以後のインドネシア・イスラーム研究では、聖典クルアーンとイスラーム法学に則った正統的なイスラームが、現地の文化や慣習と折り合わない、いわば永遠の外来宗教としてみなされる傾向が生じた。聖典を通して語られる教義や思想としての“Islam”と多様な人びとの実践に示される“islams”というエルゼインの区分けを借りていえば、インドネシアのイスラームはもっぱら後者を軸に捉えられ、他方で前者は「頑迷」で「アラブ的」な社会的少数派の信条と重ねられてきた。

しかし、そのような観察者側の理解と現実のインドネシア社会との間には、少なくとも今日において、大きな隔たりが存在する。ひとつに、聖典の文字に忠実であろうとするイスラームの伝統は、この社会でも広範にみとめられる。そしてもうひとつ、その聖典の解釈は実際には多様であり、ここでは、異なる解釈を掲げた多数の専門家たちによって、あらゆるメディアで教義をめぐる論争が繰り広げられている。“islams”が多様で変化を経験しつつけるように、“Islam”もまたその内実は多様であり、変化の可能性に富んでいるのだと捉えておく必要がある。従来のインドネシア・イスラーム研究には、その意味での「宗教変容」のあり方を正面から見据え、丹念に跡づけていく作業が不足していた。

本書は、まだ数少ないそのような作業の集積である。著者は、20年以上にわたってインドネシア・イスラームの宗教変容に着目しており、本書にはその研究成果が濃密に埋め込まれている。「大きな物語を想定して書かれたものではなかった」(ivページ)既発表の論文をもとに編集されていることから、論集的な性格が強い。しかし、よく練られた構成によって、読み手は各論文(各章)の連関をよどみなく辿ることができる。全体を通じて地域研究という手法が用いられ、その考察の中心に、著者は「イスラーム法」という具体的な事柄を据えている。そのうえで著者が明らかにしようとするのは、「外来宗教であるイスラームがインドネシアに根を下ろし『再生』されていくメカニズム」であり、「イスラーム法を解釈・再解釈し、我がものとしていくインドネシアのムスリムの知的営為」(以上、iiiページ)である。主役はウラマーとよばれる宗教指導者や知識人層で、特定の団体やイデオロギーに対象は限定されていない。

全体的な評価として、本書のねらいは果たされている。タイトルが示すようなインドネシア・イスラームの「展開」が随所で興味深く伝えられており、煩雑になりがちなイスラーム法の解釈・再解釈に関する記述も、具体的でわかりやすいものとなっている。インドネシア研究者としては卓越した、著者のイスラーム学(アラビア語読解を含めた教義・思想研究)に対する深い関心と素養が生きた格好である。他方で本書は、その長大さと編集の困難さにもなう多少の欠点も有しているように思う。それについては後述するとして、本書が多くの研究者にとって有益な書物であるということは確信を持っている。

II

本書の構成は以下のとおりである。

序章 イスラーム地域研究の方法——インドネシア・イスラームの実像を求めて——

第I部 植民地期ジャワのイスラーム——イスラーム法浸透のメカニズム——

第1章 言語から見たジャワのイスラーム受容

第2章 プサントレンとキタブ
 第3章 プンフルと宗教行政
 第4章 イスラーム法裁判所の確立——多元的司法制度の成立——
 第5章 20世紀のウラマー、ウマツト、ウマラ
 第Ⅱ部 現代インドネシアのイスラーム——イスラーム法の解釈と再解釈——
 第6章 独立インドネシアの政治とイスラーム
 第7章 イスラーム法体制と家族法問題
 第8章 イスラーム法学議論の展開
 第9章 「公的ファトワ」とウマツト——ウラマー評議會をめぐる——
 第10章 暮らしの中のイスラーム法——ナフダトゥル・ウラマーの法学決定集から——
 終章 インドネシア・イスラームの展望

本書は2部に分かれている。前半(第1～5章)では植民地時代のジャワが、後半(第6～10章)では独立以降のインドネシアが中心に扱われる。「外来宗教であるイスラームがインドネシアに根を下ろし『再生』されていくメカニズム」(iiiページ)という主題は通底しており、異なるのは、その「メカニズム」が、非ムスリムに政治権力が握られた状況でのものか、ムスリム自らが権力を得た後の状況のものかという点である。

第1章は、現地の言語の分析である。ジャワ語とインドネシア語の常用される語彙の中に、アラビア語ないしはペルシア語の借用語が多数含まれているという事実が、ラッセル・ジョーンズ編纂の借用語リストや18世紀末のジャワ文学『チャボレックの書』、あるいはラッフルズが『ジャワ史』に掲げた現地語リストなどの再読を通してとりあげられる。この作業によって著者は、「イスラームの概念がインドネシア人(ジャワ人)の思考・価値体系の中に根づいていること、イスラームの価値形成プロセスが現代にいたるまで継続していること」(ivページ)を示そうとしている。

第2章は、資料的な制約の多い19世紀のプサントレン(イスラームの寄宿塾)についての研究である。

著者は、オランダ植民地政府による北海岸ジャワ人の教育調査や、オランダ人イスラーム学者のスヌック・フルフローニエの報告文書、さらに『グル登録簿』とよばれるプサントレン指導者に関する調査記録などを通して、この時代におけるプサントレン(と小規模の礼拝所であるランガル)の数やそこで行われた教育の実相を明らかにしている。キタブ(アラビア語の宗教書)を用いた学習法にも焦点が当てられ、詳細な分析が進められる。全体として、イスラーム発祥の地アラブに始まる『『知』の伝統』とジャワ社会との、広くて深いつながりが主張されている。

第3章は、プンフルとよばれる宗教官吏の役割についての考察である。オランダ植民地時代のウラマーは、在野で自立して活動する者と植民地行政機構で官僚的な役割を担う者とに分かれた。後者がプンフルであり、その役割は、ラントラート(一般裁判所)の顧問、宗教裁判所の運営、モスクの管理、婚姻官、ザカット(救貧税)徴収など広範囲に及んだ。プンフルは、誤った権力に仕え、私腹を肥やしているといった理由で、ときに在野のウラマーによって厳しく非難された。しかし著者は、プンフルの存在自体を、ジャワ社会におけるイスラームの影響力の持続を可能ならしめたものとして、またその後イスラームが制度的発展を遂げるための経路を確保したのものとして重視している。

第4章は、世俗的なヨーロッパ司法とイスラーム司法が共存するいわゆる多元的司法制度の成立過程をめぐる考察である。現在、インドネシアを含め、大多数のムスリム国が、家族法についてはイスラーム法、その他については世俗法を適用し、それぞれに別個の裁判所を設けている。ジャワにおいて、イスラーム裁判所(的なもの)はイスラーム王国以来存在する。イスラーム到来以前にはヒンドゥー法典に基づく宗教司法が確立しており、その聖俗不分の素地が、イスラーム到来後におけるイスラーム司法の定着を容易にした。植民地体制下では、ヨーロッパ司法が現地の司法を侵食するが、イスラーム法は家族法分野の境界線で踏みとどまった。19世紀以降、オランダ植民地政府は、紆余曲折を経て、家族法分

野に対する不介入の姿勢を明確にしていく。著者はその紆余曲折の内容を複数の事例を辿りながら詳細に描き、多元的司法制度の成立過程を明らかにしている。

第5章は、20世紀前半におけるイスラーム大衆組織の成立とその運動の内実についての考察である。19世紀後半より、多数のジャワ人ウラマーがメッカに渡航し、聖地で学修を積んだ。そこでは、各々の知的向上とともに、地域をこえたウラマー同士のネットワーク構築も進んだ。そして故郷に戻ったジャワ人ウラマーたちは、キタブの生産に精力を傾けるようになった。ウラマーたちの社会認識が文献資料として残るようになるのはこの頃からである。改革派のムハマディヤ、伝統派ともよばれるマズハブ(スンナ派正統四法学派)堅持派のナフダトゥル・ウラマー(以下NU)など、イスラーム大衆組織も相次いで生まれ、活動を展開した。以上の流れを捉えつつ、著者は、民族運動隆盛の時代にイスラーム運動が何を問題視し、何を實現していこうとしたのかを論じている。

ポイントはいくつもあるが、そのひとつは、ほとんどのウラマーにとって、「政府の形態はどうかあれ、イスラーム法実践の保障が優先事項」であり、彼らが「国民国家形成をめざした民族運動とは別次元で行動していた」(以上、175ページ)という点である。さらに、3年半にわたる日本軍政期について著者は、日本軍と対峙した状況において、ウラマーたちに独自の判断で交渉を進める政治的力量が備わっていたという点を強調する。ミアイ(インドネシア・イスラーム大会議)の宗教省構想をはじめ、日本軍政期にウラマーたちが掲げた数々のアイデアと要望は、その後のインドネシアにおいてイスラームの制度的定着の重要な布石になったという。

以上、第I部の要点を著者の言葉からまとめておくと、「ジャワ社会のイスラーム化は、緩慢ではあるが、理念を咀嚼し、既存の制度を組み換えながら、平和的なプロセスを経て進行した」のであり、「植民地支配もこのプロセスを大きく妨げてはいない」(以上、153ページ)。また、聖地メッカをインドネシア・イスラームの「心臓」と喩えるように、著者

は、アラブに渡航・学修するウラマーたちを介した「『知』の伝統」との結合をとくに強調して論じている。

第II部に移り、まず第6章では、イスラーム組織やウラマーの存在を軸に置いて、インドネシア独立から現在までにおける政治と宗教の関係史が概観されている。国家原則パンチャシラの起草をめぐる起きた対立から「イスラーム国家」の要求運動などがもたらした1950年代の混乱、そして65年の破局までが触れられた後、スハルト体制下におけるイスラーム組織やウラマー、イスラーム知識人の動向について詳細な記述がなされている。イスラームの政治介入を禁じつつもイスラーム教育には力を入れたスハルト政権のもとで、イスラーム組織やウラマーたちは、家族法分野におけるイスラーム法の全面適用やウラマー協会の設立など、イスラームの社会的影響力を維持・強化していくための機会を様々なかたちで得た。著者は、「国家がムスリムの個人的生活に介入する体制が整うと同時に、国政レベルでイスラーム法のあり方が議論される土台ができた」(213ページ)とこの時代をふり返る。

イスラーム思想の多様化も、同じ時代の重大事項としてとりあげられる。ヌルホリス・マジドやNUのアブドゥルラフマン・ワヒドなど、リベラルなイスラームを唱導する知識人が現れる一方で、中東からの布教資金の流入にともない、排他的な「サラフィー主義」も静かな広がりを見せた。スハルト政権崩壊後は、政府の統制力の弱体化とともに「イスラーム主義」が擡頭する。その「イスラーム主義」もまた一枚岩ではないように、インドネシアのイスラーム思想は近年ますます多様化の傾向をみせていると著者は言う。

第7章は、独立インドネシアで制定法となったムスリム家族法の内実をめぐる考察である。古典的イスラーム法にどのような修正がなされ、現代インドネシアのイスラームが「再生」されてきたかという問題を、著者は、婚姻法、文民公務員の婚姻・離婚に関する政令、宗教裁判法、そして裁判官のハンドブックとして1990年代初頭から使用され始めた「イスラーム法集成」を対象に検討している。これらの

法規には現代的・地域的事情に即した柔軟な解釈も局所的に存在するが、それよりも「イスラーム法集成」から明確に窺えるように、保守的なイスラーム解釈の傾向が目立ってきたという事実が指摘される。

その「イスラーム法集成」をめぐる、スハルト時代末期から新たな動きが起こる。まず、女性NGO活動家で、大臣付きの専門スタッフであったシテイ・ムスダ・ムリアを中心に、ムスリム女性の人権保護のためのガイドライン編集を目的とした宗教省ジェンダー主流化班が設置された。ムスダらは、現存のムスリム家族法に改変の必要ありとみなし、2004年に、男女平等と非ムスリムへの配慮を訴える内容の「イスラーム法集成対案」を発表した。だが結局、「一般のムスリムが受け入れるには過激に『進歩的』」(261ページ)であったため、「対案」は社会的支持を広げられず、ユドヨノ政権期に就任した新しい宗教大臣の判断で凍結・撤回されるに至った。以上の過程を著者は、周到な資料の整理とともに詳細に描き出している。

第8章は、イスラーム法学の方法論をめぐる論争の考察である。社会が近代化するにつれ、イスラーム法は柔軟な解釈のもとでの実行を迫られてきたが、その事実は、例えばNUという「伝統派」組織の内部変化に映し出されている。著者は、この組織の構成員の一人、マスダル・マスウーディの存在をとりあげる。マスダルは、シャリーア解釈の根拠を「マサラハ」(公共の利益)に置き、同時にクルアーンとハディースという法源を「カティー」(位置づけがすでに明白なもの)と「ザンニー」(解釈の余地があるもの)に分類することによって、イスラームの新しい解釈法を提示した。それは、イスラーム法学のラディカルな革新とパラダイム転換をめざす動きであった。前章のムスダらによる「イスラーム法集成対案」は、このマスダルの法学理論などを実践の場に移すものであるといえた。著者は、ここで再び「対案」を検討の対象とし、その方法論的背景を丹念に論じている。さらに著者は、「対案」を拒絶・批判したウラマーたちの言い分をもとりあげ、説明を加えることによって、現代インドネシアのムスリムがいかに激しい法学理論の相克を経験しているか

という事実を伝えている。

第9章は、ファトワ(法学裁定)と「公的ファトワ」をめぐる希少な研究である。ファトワとは、一般信徒が直面する様々な問題について、ウラマーが別解釈の余地も残しながら伝える助言のようなものであり、強制力を持たない。イスラーム法の法制化の分野が限られているインドネシアのような国では、このファトワが「本来の意味でのイスラーム法に近い」(291ページ)と著者は言う。インドネシアの政治においてファトワが重要味を帯びるのは、スハルト政権初期に政府の諮問機関としてウラマー評議会が設立されてからである。ウラマー評議会のファトワは、理論上の強制力は持たずとも、その成り立ちから必然的に「公的」性格を持つことになった。著者は、スハルト時代に起きた蛙の養殖問題、豚脂肪事件、スポーツくじ問題、さらには2001年に論争を巻き起こした「味の素」事件などを検討したうえで、最終的には、不可避的に硬直化の傾向をたどるものとして、「公的ファトワ」の存在を問題視している。

第10章では、一般信徒の疑問や質問に対してウラマーが「一見解」を打ち出すという、ファトワのより柔軟で正常ともいえる形態が、2006年に出版されたNUの『法学決定集』を通して描かれている。『法学決定集』は、約80年にわたるNUのウラマーと一般信徒との対話の記録であり、著者は、そこから一般信徒のイスラーム法に対する意識や態度をも探り出そうとしている。宗教儀礼をめぐる質問も多いが、それよりも、信徒たちが種々の世俗的事項に関心を寄せ、その答えをウラマーの回答に求めるという傾向が強く存在してきたと著者は言う。それは、近代化・複雑化する社会生活において、イスラーム法(宗教)の対応する分野がむしろ広がってきたのだ、という反近代化論的な指摘へとつながられている。

III

評者は、現代インドネシアのイスラームと政治を研究する者の一人である。著者の仕事にはこれまで度々接しており、本書のようなまとまった著作の出版を待望していた。本書を実際手にとると、予想ど

おり示唆や教示を受ける部分が多く、自身の研究を見直すきっかけとするに十分であった。「歴史」と「現代」の両面から豊富な専門的知識が提供されており、若手、中堅、ベテランを問わず、インドネシア・イスラームの研究に携わる者であれば今後頻繁に参照する本ではないかと思う。

本書はまた、ある意味その最たる特色として、越境性、すなわち「本場のイスラーム」の地である中東やそれ以外の地域の研究に携わる人びとの関心をも引きつける内容を備えている。「地域の固有性」がいかに重要であろうと、イスラームという宗教の基礎が地域をこえた一個の聖典にあるという事実は揺らがない。その意味で、イスラーム学の素養と視角を欠いたこれまでのインドネシア・イスラーム研究は、どれほど魅力的な調査資料と文体で綴られていたとしても、他地域の研究者の間では横目で眺められる程度のものであった。今後ますます重要となるであろう地域をこえた共同研究の場で、本書が有用な書物のひとつとして数えられるであろうことは間違いない。

内容に踏みこんで、評者の独断を許していただけるなら、出色は第7章と第8章である。ここでとりあげられているようなリベラルなイスラーム思想の潮流がインドネシアに存在することは、実はもう長く研究者間で語られていた。しかし、このように具体的な事例の検討を通して、しかもイスラーム学の見識を臆さず用いて行われたリベラル派イスラーム関連の研究はまだわずかである。婚姻問題やジェンダーをめぐる著者の関心が浮いてしまうことなく、しっかりと読者を引きこむかたちで、明示的で説得的な議論が展開されている。参照価値のとくに高い章だといえるだろう。

ウラマー評議会のファトワを扱った第9章も高い価値を有している。著者の記述からもわかるように、ウラマー評議会はスハルト政権崩壊後におけるその働きぶりがめざましく、現地の政治社会の方向性を左右するかもしれない存在となっている。ところが、このウラマー評議会のファトワを切り口として政治社会理解を深めようとする研究はなかなか出現しなかった。この章は、イスラーム法学の問題に正面か

ら取り組むための関心と能力を持った著者だからこそ生み出されたものだといえ、その内容も濃い。このウラマー評議会が具体的に誰によって構成されているのか、またいかなる検討過程を通じてファトワが下されるのかといった、政治的に重要でありながら未解明の問題まで明らかにされていれば、この章の価値はさらに高まったであろう。

この3つの章とは逆に、物足りなさを感じさせたのが第1章である。言語という重要な対象が扱われているが、方法論的な錯誤があるように思われる。「イスラームの概念がインドネシア人（ジャワ人）の思考・価値体系の中に根づいていること、イスラームの価値形成プロセスが現代にいたるまで継続していること」(ivページ)を示すのがこの章の目的である。だが、アラビア語・ペルシア語の借用語の列挙にとどまった内容は、その目的に込んでいるとはいいがたい。言語の意味変化の側面がこの章では除外されているが、「現代にいたるまで」を論じるのであればとくに、それはとりあげ、重視すべきものであろう。言語の分析は「やはりコンテキストの中で、どのように用いられたかということを重視して把握しなければならない」(57ページ)と著者も最後に述べているが、たしかにそのとおりである。また、こうした理由から、この章で行われているギアツ批判(50, 57ページ)も、必ずしも正当なものとはいえない。

もうひとつ、本書全体を通じて要望を述べさせていただくとすれば、それは、各章について、その研究史における位置づけを明確にしてほしかったということである。全般に、先行研究の整理や批判が欠けているか、簡便に行われすぎている。そのため、どこまでが先行研究の蓄積で、どこからが新しい知見なのか不明なまま読み進めることが多く、痒いところに手が届かないもどかしさを感じた。一例をあげるなら、ブンフルを扱った第3章では、まずブンフルという存在が従来どう捉えられてきたのかが明瞭ではない。ムハマッド・ヒシャムの著書が良質の研究としてあげられているが、ヒシャムの研究と著者自身の研究がどう違うのか、差異化が十分ではないようにみえる。また、この章を含め、本書前半で

はスヌック・フルフローニエの報告書が高い頻度で引用・参照されている。従来の研究においてこの資料がどう読まれてきたのかなど、深く知りたいところであった。あとがきで著者が触れているように、本書が若い研究者向けの入門書であることを意識して編集されたものだとしても、学術的な面白味を保つという意味で、以上のような要求は満たされていほしかった。若い研究者向けの入門書であればなおさらに、ともいえるかもしれない。

ともあれ、前述したように、本書は、何よりその意欲的な取り組みや教示の広さという点において特筆されるべき労作であり、インドネシア・イスラーム研究やイスラーム研究全般における貢献の深さは疑いのないところである。後続の研究が充実することによって本書の輝きはさらに増すことだろう。同じ分野に携わる者の一人として、身の引き締まる思いがする。

(久留米大学法学部准教授)